

阿久比町広告付き受付番号自動発券機システム仕様書

1 設置機器の構成

機器名称	台数	設置位置
受付番号発券機	1 台	別紙のとおり
個別表示機	1 台	別紙のとおり
受付用呼出操作機（タブレット式）	4 台	別紙のとおり
職員用モニター(10 インチタブレット式)	1 台	別紙のとおり
番号案内表示用モニター	2 台	別紙のとおり
広告放映用モニター	2 台	別紙のとおり
管理用システム	一式	－
その他関連機器等	一式	－

2 設置機器の仕様

(1) 受付番号発券機

ア 画面の大きさは 8 インチ程度のもので、表示部はタッチパネル方式でプリンターと一体型であること。

イ 設置方法は床置き（設置台または専用スタンド）とし、転倒防止等を配慮し、操作しやすい高さに設置すること。

ウ 日本語以外に英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語等に対応し日本語を含めた 4 カ国を選択し表示できること。

エ カラーユニバーサルデザインに準拠した配色で表示すること。

オ 業種別に発券番号を 1 桁単位で設定できること。

カ 2 階層の画面展開が表示できること。

キ 各業務の待ち人数が表示できること。

ク レシートプリンタの印刷方式はオートローディング方式であること。

ケ レシートプリンタから発券する番号札は、1 枚単位の発券と同じ番号を連続して 2 枚発券することを選択することができ、ミシン目等で切り離しができること。

コ 安全に配慮しプリンター部分にカッターがないこと。

サ レシートプリンター用のロール紙は事業者の負担とし、本町からの請求により 1 週間以内に納品すること。

(2) 個別表示機

ア LEDを採用し、利用者、職員双方から視認しやすい大きさであること。

イ 窓口のカウンター上に設置用のポール等を用いて設置でき、高さは一定程度の調節が可能であること。

ウ 表面に呼出番号が表示でき、4桁まで対応していること。

エ 裏面（職員側）に、待ち人数及び待ち時間が表示されること。

オ 表面の呼出番号は白色、裏面の待ち人数及び待ち時間は赤色と緑色等 2 色以上から選択して表示できること。

カ 表示器から音声は出さず、別途スピーカーを用意し音声を出すこと。

キ 日本語、英語、中国語及び韓国語の呼び出し音声ができること。

(3) 受付用呼出操作機（タブレット式）

ア 画面の大きさは 7 インチから 10 インチ程度で、表示部はタッチパネル式とすること。

イ 順番呼び出し、再呼び出し、取り消し、任意呼び出し、優先呼び出し、保留、保留呼び出し、不在、不在呼び出し、転送といった呼び出しパターンの設定ができること。

ウ 有線LANコネクタを標準装備しており有線LAN接続ができること。

エ バッテリー搭載の場合は劣化時の無償交換等に対応すること。

オ 業務毎の待ち人数及び待ち時間が表示できること。

(4) 職員用モニター(10インチタブレット式)

ア 画面の大きさは10インチ程度で、表示部はタッチパネル式とすること。

イ 業務毎の待ち人数・最大待ち時間や不在番号が表示できること。

ウ 来庁者様が番号札を取ったことをチャイム音で通知できること。

(5) 番号案内表示用モニター

ア 画面の大きさは概ね50インチ以下の薄型とし、画面表示サイズは協議の上決定する。

イ 窓口ごとに呼び出しをする個別表示器と連動して、受付番号を表示するとともに業務ごとや窓口ごとに待ち人数、最新呼出番号が表示できること。

ウ 呼出番号及び窓口番号を音声で案内し、音声はモニターから出さず、別途スピーカーを用意するなど来庁者に配慮すること。

エ 不在番号が表示できること。

オ 指定された場所で、利用者から見やすい位置に設置すること。

(6) 広告放映用モニター

ア 設置場所、本体サイズ、画面の大きさ等は協議の上決定する。

イ 放映時間は窓口業務時間（平日の午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、必要に応じて放映時間を変更できること。

ウ 広告の放映にあたっては、原則音声を発しないこととするが、音声の出力を希望する場合は、窓口業務に支障のないよう協議すること。

エ 電源操作は、タイマー等により自動制御できること。

オ 行政情報の放映ができること。

カ 災害発生時等においては、広告放映を一時中断して行政情報の放映を優先する仕組みを備えていること。

キ 指定された場所で、利用者から見やすい位置に設置すること。

(7) 管理用システム

ア 管理用端末を設置し帳票の閲覧や管理システムの編集ができること。

イ 時間帯毎・窓口毎・業務毎に受付件数・待ち時間・処理時間の集計（平均値・最大値）を週次及び月次、年次で行うことができること。

ウ 出力形式はCSV、EXCEL、PDF、HTMLに対応していること。

(8) その他関連機器等

ア 上記の機器等のほか、接続ケーブル、固定用具等、自動発券機システムの安定稼働に必要なものを用意すること。

イ 省スペース、省電力に配慮した機器を選定すること。

ウ 電力は、ＡＣ１００Ｖを使用すること。

エ タイマーまたは手動による電源の投入、切断ができること。

オ 機器等の設置に当たっては、庁舎の維持管理及び災害時の避難誘導の支障とならないようにすること。

カ 機器等の落下・転倒や破損等を防止するなど、安全対策を十分に施すこと。

3 保守対応

(1) ハードウェア、ソフトウェアを含む自動発券機システムの運用に係る通信回路の保守管理を行うこと。

(2) 連絡体制を整え、本町からの問い合わせ等に対して２４時間以内に対応できること。

(3) 事業主は県内に支店・営業所を有しており、モニター不具合などのトラブルに速やかに対応できること。

(4) 自動発券機システムが使用できなくなったときは、速やかに正常な稼働状況に戻すため、故障箇所を修繕し、又は代替機を設置する等の緊急対応を行うこと。

4 広告の審査、放映条件等

(1) 広告主及び広告の内容については、阿久比町広告掲載要綱に適合するものとし、事前に本町において審査を受けること。

(2) システム提供者は、外部審査団体などの外部へ事前に審査ができる体制を有すること。

5 研修の実施等

(1) 自動発券機システムの操作マニュアルを作成して本町が指定した部数提出するとともに、別途指定する日までに職員に対し、操作研修を実施すること。

(2) 機器等の使用方法等に関し、利用する職員等からの要請に応じ、適宜、電話や電子メール等により助言を行うこと。

(3) 自動発券機システムについては、運用１か月経過後から半年を目途に一度無償での仕様変更を可能とすること。

6 その他

- (1) システムのネットワークは、本町のネットワークとは独立したものとし、セキュリティ対策を施すこと。
- (2) 自動発券機システムの運用開始後に、機器等の設置数や設置場所等に変更の必要が生じた場合は、協議のうえ決定するものとする。
- (3) 機器の設置については、落下防止等の安全措置を施すこととし、身体や財産に損害を及ぼした場合は、事業者の責任において補償すること。また、万一に備え、損害賠償保険に加入する等の対応をとること。
- (4) 庁舎の意匠の調和に配慮するとともに、配線は隠ぺいすること。
- (5) 行政情報の放映料は無償とすること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、本町とシステム提供者の協議の上、決定するものとする。